

# 青少年野外活動センター・こども村再整備・運営事業に係る事業者選定支援業務 基本仕様書

## 1 業務名

青少年野外活動センター・こども村再整備・運営事業に係る事業者選定支援業務

## 2 対象施設

施設名：青少年野外活動センター・こども村

所在地：広島市安佐北区安佐町大字小河内5 1 3 5 番地 他

## 3 業務の目的

青少年野外活動センター・こども村は、令和6年3月に策定した「青少年野外活動センター・こども村及び三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターの更新に係る基本計画」（以下「基本計画」という。）を基に、民間活力を導入した事業手法（DBO方式）による青少年野外活動センター・こども村再整備・運営事業（以下「再整備・運営事業」という。）を実施することとしている。

本業務は、公募により再整備・運営事業を実施する事業者（以下「再整備等事業者」という。）を選定し、契約を締結するまでに必要となる各種検討や資料作成等に係る支援を行うことを目的とする。

## 4 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

## 5 業務内容

### (1) 前提条件の精査

基本計画を基に、公募に必要な諸条件を整理する。なお、公募に当たっては、多種多様な諸条件を設定する必要があることから、利用者の利便性の向上、施設の有効活用、着実かつ安定的な事業の実現性、本市の費用負担の低減といった様々な視点から精査する。

### (2) 事業概要説明書等の作成に係る支援

5の(1)で精査した内容を踏まえ、再整備等事業者の公募に当たり、事業概要説明書、業務要求水準書（案）、事業者選定基準（案）（以下「事業概要説明書等」という。）を公表するため、これらの作成支援を行う。

また、事業概要説明書等の公表後、応募予定者からの質疑に対し、回答の作成支援を行う。

### (3) 本市の財政負担額の算定

事業概要説明書等の内容や類似施設の先行事例等を基に、本市と再整備等事業者の業務分担やリスク分担を検討した上で、本市の財政負担額の算定を行う。

### (4) 再整備等事業者の募集・選定に係る支援

5の(1)(2)(3)で検討・作成した内容を基に、公募に必要な以下のア～カ（以下「応募要項等」という。）の作成支援を行い、応募予定者からの質疑に対し、回答の作成支援を行う。

また、応募要項等の公表後に応募予定者との個別対話を実施するため、個別対話に必要な資料の作成支援を行うとともに、個別対話の実施に係る調整や進行を行う。また、個別対話終了後、対話結果の取りまとめ及び公表資料の作成支援を行う。

- ア 募集要項
- イ 業務要求水準書（施設の運営・維持管理に係る指定管理業務仕様書を含む）
- ウ 事業者選定基準
- エ 様式集（参加資格確認申請書、提案書など）
- オ 基本協定書（案）
- カ その他の契約書（案）及び協定書（案）（請負工事契約書、指定管理業務協定書など）

**(5) 提案書の審査支援**

応募者から提出された提案書等を審査するための資料を作成する。また、5の(7)の審議会における審査結果を踏まえ、審査講評の作成を支援する。

**(6) 契約締結支援**

再整備等事業者を選定後、基本協定やその他の契約及び協定の締結に向けて、本市と再整備等事業者との協議を踏まえ、再整備等事業者からの提案を反映させた内容となるよう協定書や契約書の調整を行うなどの支援を行う。なお、必要に応じて、官民連携事業の経験を有する弁護士等から関係する法令等との整合について助言を受けること。

**(7) 再整備等事業者を選定する審議会の運営支援（4回程度開催）**

審議会の開催調整や進行などを行うとともに、会議資料、会議録、その他の資料の作成支援を行う。

**(8) 打合せ協議**

本業務の遂行に当たり、作業の進め方や進捗状況等について、必要に応じて本市と協議を行い、協議資料及び議事録を作成する。

**(9) 報告書の作成**

本業務で作成した資料等を取りまとめ、報告書として作成する。

**6 主なスケジュール（予定）**

再整備等事業者の選定に当たっては、令和7年12月頃に基本協定等を締結することを想定している。ただし、本業務の進捗状況により変更することがある。

区 分	実 施 内 容
令和6年10月頃	・第1回選定審議会（事業概要説明書等）
令和6年11月頃	・事業概要説明書等の公表
令和7年2月頃	・第2回選定審議会（応募要項等）
令和7年4月頃	・公募開始
令和7年8～9月頃	・第3回選定審議会（提案書の審査） ・第4回選定審議会（再整備等事業者の選定）
令和7年12月頃	・基本協定等の締結

**7 その他**

**(1) 本業務の実施における調査報告書等の活用について**

本業務の実施に当たっては、以下の資料を参考とすること。

- ・「広島市こども村水源等調査業務報告書」（令和3年12月）
- ・「広島市こども村敷地内施設更新検討業務報告書」（令和3年12月）
- ・「野外活動施設の更新等に関する公募型サウンディング調査」（令和4年3月）
- ・「青少年野外活動センター・こども村及び三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターの更新に係る基本計画」（令和6年3月）

**(2) その他の業務との連携について**

本業務の受注者は、市が行う本業務に関連して必要となる他の業務（条例制定や利用料金の設定など）について、本市の内部調整等に協力すること。

**(3) 電子納品について**

ア 本業務は、電子納品対象業務とする。

イ 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引」という。）に基づいて作成したものを指す。

ウ 成果物は、「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする。）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）3部、原図（成果物として指定のある場合）一式を提出すること。

エ 電子納品に当たっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

**(4) 再整備・運営事業への参加について**

本業務の受注者（再委託又は下請等の者を含む。）は、再整備・運営事業への入札に参加することはできないものとする。

**(5) 業務内容と委託料の支払いについて**

本業務では、以下のとおり年度ごとの業務内容を想定しており、年度ごとの委託業務実施報告書を提出の上、検査に合格したときは、各会計年度における支払限度額に応じた委託契約金額の支払いを請求することができる。

区 分	業 務 内 容
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・前提条件の精査</li><li>・事業概要説明書等の作成に係る支援</li><li>・本市の財政負担額の算定</li><li>・再整備等事業者を選定する審議会の運営支援（2回程度）</li><li>・打合せ協議</li></ul>
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・再整備等事業者の募集・選定に係る支援</li><li>・提案書の審査支援</li><li>・契約締結支援</li><li>・再整備等事業者を選定する審議会の運営支援（2回程度）</li><li>・打合せ協議</li><li>・報告書の作成</li></ul>

**(6) 疑義等における協議について**

本仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、本市と本業務の受注者が協議の上、定めるものとし、協議後は本業務の受注者が協議録を作成し、本市に提出すること。